

令和5年度 萩市体験コンテンツ販売促進業務委託仕様書

1 事業の目的

萩市は、明治時代から守られてきた町並みや伝統工芸等、萩ならではの観光資源を有している。これにより、国内では広島県や福岡県といった近隣圏在住の50代～60代男女の誘客が得られており、メインターゲットとして設定している。一方、国内の新たなターゲットとして、関東や近畿といった大都市圏在住の20代～40代女性の誘客を目指しており、戦略的ターゲットとして設定している。この客層は知的好奇心が高く、多様な関係者への影響力をもっており、両ターゲットの誘客を実現するためには、歴史的に厚い物語を有する“萩”というイメージを維持・補強しながら、旅行者に新しい価値を提供することが必要となる。

以上のことから萩市では、令和元年から萩市体験型観光コンテンツ造成支援事業を実施し、体験コンテンツの造成及びブラッシュアップを行ってきたところであるが、効果的な情報発信や販売促進が実施できていないのが現状である。

そこで本事業では、これまでに本市の事業者が造成した体験コンテンツについて情報を整理し、魅力的な情報発信を実施する。その際、体験コンテンツの利用促進のためのクーポンの発行を含むプロモーションを実施することにより、本市の魅力及び認知度の向上並びに誘客及び観光消費の拡大を目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

3 業務内容

萩市内の体験コンテンツの情報を整理し、受託者の持つ情報発信・予約・販売サイトへの掲載をサポートする。また、既に掲載されている萩市内の体験コンテンツも併せて、体験コンテンツの利用促進のためのクーポンの発行を含むプロモーションを実施し、誘客及び観光消費の拡大を図る。

（1）体験コンテンツ掲載サポート業務

萩市の事業者が造成した体験コンテンツの情報を整理し、受託者の持つ情報発信・予約・販売サイトへの掲載をサポートする。

（ア）対象：萩市の事業者が造成した体験コンテンツ

（イ）件数：5コンテンツ程度

（ウ）時期：令和5年6月～8月を想定

（エ）実施方法

① 萩市の体験コンテンツの情報整理

- ・情報整理については、萩市観光協会公式サイト内の萩版DMOのページに掲載されている萩の新たな観光コンテンツプログラム集2022年版及び現地取材に基づくこととする。

② 萩市の体験コンテンツの掲載サポート

- ・本市の体験コンテンツについて、受託者の持つ情報発信・予約・販売サイトへの掲載を

サポートすることとする。

- ・掲載する体験コンテンツの選定に当たっては、事業者への現地取材や委託者との協議のうえ決定すること。
- ・受託者の持つ Web サイトの条件は、同 Web サイト上で情報発信・予約・販売まで行えるものとする。なお、受託者の選定においては、経済波及効果の観点から、体験コンテンツに併せて宿泊施設の情報発信・予約・販売も可能な Web サイトを持つものを優先する。
- ・掲載サポートについては、現地・遠隔の別は問わないものとする。ただし、取材も含めて 1 コンテンツ当たり最低 1 回は現地を訪れることとする。
- ・掲載サポートにあたっては、利用者がより便利になるために、リクエスト予約ではなく即時予約ができるようなサポートを心掛けることとする。

(2) 萩市の体験コンテンツプロモーション業務

受託者の持つ Web サイト等を活用し、体験コンテンツの利用促進のためのクーポンの発行を含むプロモーションを実施すること。

(ア) 対象：国内向けを想定

(イ) クーポン原資：30 万円

(ウ) 時期：2023 年 10 月～11 月を想定

(エ) 実施方法

- ① 受託者の持つ Web サイトへの萩市の体験コンテンツに関する特集ページの作成及び掲載
- ② 体験コンテンツの利用促進のためのクーポン発行を含むプロモーションの実施
 - ・特集ページの作成、掲載及びクーポンの適用においては、受託者の持つ Web サイトへ既に掲載されているものも含むものとする。
- ③ 特集ページ閲覧者及び体験コンテンツ利用者へのアンケートの作成・配布・集計・分析
 - ・アンケート内容の設計は、今後の体験コンテンツ利用者の増加に向けた検討材料となるものとする。
 - ・アンケート結果は委託者の他、事業者へも開示することとする。

(3) 留意事項

- ・各業務に係る連絡調整、撮影、編集、制作、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・各業務の詳細について委託者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ・提出する実績報告書には、アンケート調査の回答・分析・考察や特集ページの閲覧数、閲覧者や利用者の属性、その他抽出可能なデータを全て含むこと。
- ・本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- ・受託者が個人情報を取り扱う業務を履行するときは、個人情報の漏えい、紛失、破壊又は改ざん等の事故防止その他個人情報を適切に管理するため、以下の措置を講じなければならない。
 - (ア) 情報管理責任者の選任等、情報の管理体制を整備すること。

- (イ) 情報管理台帳を作成すること。
- (ウ) 情報を記録した紙及び電磁的記録媒体（USB メモリ、CD、DVD 等（PC 等のハードディスクを含む））は、盗難対策（施錠管理）その他情報漏えい等の事件・事故を防止するためのセキュリティ対策を講じること。
- (エ) 情報を記録した情報システムは、不正アクセス対策、不正プログラム対策、データ損失対策その他情報漏えい等の事件・事故を防止するセキュリティ対策を講じること。
- (オ) 個人情報を保管している事業所から個人情報を持ち出す場合には、盗難・紛失防止に努めること。
- (カ) 従事者に対して個人情報保護に関する研修及び指導を行うこと。
- (キ) 受託者は、本特記仕様の遵守状況について委託者が求めるときは、報告を行うこと。
- (ク) 契約締結後 10 日以内に下記を定め、提出すること。
 - ① 情報管理体制表
情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を明記すること。
 - ② 研修計画
個人情報保護に関する必要な研修の計画について具体的に記載すること。
- (ケ) 研修を実施したときは、研修実施後速やかにその旨を書面により委託者に届け出ること。

4 成果品

(1) 提出物

- ・ 業務実施報告書 紙媒体（1 部） 、電子データ（大容量ファイル転送等による）
- ・ 報告書作成にかかる関係データ一式（大容量ファイル転送等による）

(2) 提出場所

一般社団法人 萩市観光協会

(3) 提出期限

令和 6 年 2 月 29 日（木）

5 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

6 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 総括責任者通知書
- ・ 事業計画書及び実施工程表
- ・ その他委託者が業務確認に必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

7 委託料の支払いについて

委託料の支払は、事業完了後の精算払いとする。

8 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは受託者が協議のうえ定めることとする。
- ・事業の成果は、委託者である一般社団法人 萩市観光協会に帰属する。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。